

宇土市デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

現行の「第2期宇土市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が令和6年度に終了することに伴い、地方創生の更なる充実・強化に向け、切れ目なく取組を進めるため、デジタルの力を活用した地域の社会課題解決を目指した効果的な施策を企画立案するためのデジタルに関する高い専門性と豊富な経験等が必要とされることから、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

宇土市デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務委託

(2) 業務仕様

「宇土市デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

なお、仕様書で規定した委託する業務内容は、総合戦略の策定に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

(4) 委託金額

上限額 3,894千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込み時点で、宇土市における当該業務に係る競争入札参加資格を有していること。又は、入札参加資格審査が申請済であること。
- (3) 宇土市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年訓令第6号）の規定による指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の

申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

- (5) 宇土市暴力団排除条例（平成23年条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (6) 本業務に関する十分な実績及び能力を有し、かつ、当該事業を適正に実施できること（過去5年以内に、本市と同規模程度以上の自治体において総合戦略又は総合戦略に類する行政計画の策定支援業務を受託した実績を有していること。また、受託者は、業務に当たり行政計画に精通し、かつ、本計画と同様の計画の策定を2回以上経験したことがある者を事務局と直接調整を行う主任担当者として当たらせること。）。

4 参加申込み・提案書等の提出

(1) 提出書類、部数、提出期限等

提出書類、部数、提出期限等は、別紙「提出書類の作成について」のとおり

(2) 留意事項

企画提案書の副本には、企画提案書（企業名等）が分かるような記述は一切しないこと。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、「特定記録郵便」又は「簡易書留」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(4) 提出先

〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51

宇土市役所 企画財政部 企画課

電話番号：0964-27-3305

5 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

別添の質問書（**様式6**）により、電子メールにて提出すること。なお、質問に際しては、対象箇所の資料名及び項番号を記載し、電子メールの表題は、「【宇土市デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務委託】質問書（事業者名）」とすること。

(2) 提出期間

令和6年4月1日(月)から令和6年4月12日(金)17時まで(土日・祝日を除く。)に必着とする。

(3) 提出先

企画財政部 企画課

E-mail:kikaku01@city.uto.lg.jp

(4) 回答方法

電子メールにより随時行う。また、共通に提供すべき情報である場合は、質問及び回答の内容を全応募事業者に令和6年4月19日(金)に周知する。

6 受託候補者の選定手順

審査は、「宇土市デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務委託公募型プロポーザル評価委員会」において、提案書等の提出された書類等の内容を審査し、本業務に最も適していると認められる事業者を選定する。ただし、評価得点が60%未満であった場合は、最高得点獲得者であっても候補者として選定しないものとする。

また、応募事業者が1社のみであっても選定委員会において審査を行い、評価得点が60%以上の場合は候補者として選定する。

(1) 資格確認審査

参加申込み時に提出された書類により参加資格確認を行い、参加資格審査結果通知書を電子メールで通知する。

(2) プレゼンテーションの実施(予定)

①日時・場所 令和6年5月下旬・宇土市役所

②説明時間 プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度

③説明者 3名以内

④留意事項

- ・参加事業者が多数の場合は、企画提案書等の内容による事前審査を行い、プレゼンテーションを実施する事業者を限定することがある。
- ・プレゼンテーションに使用する資料は、既に提出済みの提案書等のみとし、新たな資料等の提示は認められない。
- ・プレゼンテーション会場に用意するスクリーン及びプロジェクターの使用は認めるが、パソコン等の機器類は、各自準備すること。
- ・プレゼンテーションの際には、参加者を特定することができるような表示及び表現をしないよう留意すること。
- ・欠席の場合は、辞退とみなす。

(3) 評価基準

評価項目及び配点は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-------|
| ① 業務実績に関する事項 | 20.0点 |
| ② 提案内容に関する事項 | 70.0点 |
| ③ 参考見積に関する事項 | 10.0点 |

7 全体に係る留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認められない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 提出書類は、宇土市情報公開条例（平成11年条例第1号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- (7) 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合、速やかに担当課へ連絡すること。（様式5）を提出）
- (8) 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- ① 提出資料等が本要領の提出方法や条件に適合しない場合
- ② 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
- ③ その他、本要領に違反すると認められた場合
- ④ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- ⑤ 契約締結までの間に指名停止の措置や指名除外の措置を受けた場合

8 契約・その他

(1) 契約の締結

受託者として選定された者と見積合わせを行った上で契約手続を行う。受託者として選定された者は、本プロポーザルの審査の結果、最適な契約先相手として選定された者であり、宇土市契約事務規則（平成14年規則第16号）に基づく契約手続の完了までは、発注者との契約関係が生じるものではない。

(2) 契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、別途、仕様書に定める。なお、契約締結の際に、プロポーザルの内容に即して仕様書の変更を行う場合もあり得るが、提案が必ず仕様書に反映されるわけではない。

9 実施スケジュール

	主体	内 容	期限等	方法
1	市	実施要領、仕様書公表	令和6年3月19日(火)	市ホームページ
2	市	公募開始	令和6年4月1日(月)	持参・郵送
3	事業者	質問の受付締め切り	令和6年4月12日(金) 17時まで	電子メール
4	市	質問への回答	随時 全応募事業者への周知は 令和6年4月19日(金)	電子メール
5	事業者	参加申込み	令和6年4月26日(金) 17時まで	持参・郵送
6	市	参加資格確認結果通知書 等送付	令和6年5月2日(木)	電子メール
7	事業者	提案書等の提出	令和6年5月17日(金) 17時まで	持参・郵送
8	事業者	プレゼンテーション	令和6年5月下旬	※予定
9	市	結果通知送付・選定結果公表	令和6年6月上旬～中旬	※予定

10 担当課（問合せ先）

〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地

宇土市 企画財政部 企画課 企画係

TEL：0964-27-3305（直通） FAX：0964-23-6247

E-mail：kikaku01@city.uto.lg.jp